

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 6 項中「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 34 条第 3 項第 1 号中「第 52 条第 1 項」を「第 52 条」に改める。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市個人情報保護条例第 34 条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の

公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による統計法（平成19年法律第53号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）新旧対照表

（第1条関係）

<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（訂正請求に対する決定等）</p> <p>第23条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨（一部訂正を含む。）の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 実施機関は、第4項の規定により情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>（他制度との調整等）</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条に規定する個人情報及び同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>（訂正請求に対する決定等）</p> <p>第23条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨（一部訂正を含む。）の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 実施機関は、第4項の規定により情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>（他制度との調整等）</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条第1項に規定する個人情報及び同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 〔略〕</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本市個人情報保護条例第34条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。